２　新千歳空港事務所、成田空港事務所、東京空港事務所、大阪空港事務所、福岡空港事務所、鹿児島空港事務所及び那覇空港事務所の管制保安部は、前項に規定するもののほか、次に掲げる事務をつかさどる。

一　航空機の運航の監督に関すること（航空法第九十七条第一項の規定による承認及び当該承認を与えた航空機の到着の通知に関すること並びに空港出張所及び空港・航空路監視レーダー事務所の所掌に属するものを除く。）。

二　航空機の航行の方法に関すること（空港出張所及び空港・航空路監視レーダー事務所の所掌に属するものを除く。）。

三　遭難航空機の捜索及び救助に関すること（空港等及びその周辺における救助の実施を除く。）。

四　航空情報（電話による航空情報であって航空路管制業務又は進入管制業務に関連して提供するものを除く。）に関すること（空港出張所及び空港・航空路監視レーダー事務所の所掌に属するものを除く。）。

五　管制情報処理システムによる航空通信の実施に関すること（空港出張所の所掌に属するものを除く。）。

六　運輸安全委員会の行う運輸安全委員会設置法第五条第一号及び第二号に規定する調査に対する援助に関すること。

七　電話による航空通信の実施に関すること。

八　航空路管制業務を行う機関と航空機との航空交通管制及び航空機の位置通報に関する連絡に関すること（航空路管制業務を行う機関又は航空機からの要請により行うものを除く。）

九　電話による航空路航空情報に関すること（航空交通管制部長が空港事務所長に委任した場合に限る。）。

３　仙台空港事務所の管制保安部は、第一項に規定するもののほか、成田空港事務所、東京空港事務所、大阪空港事務所、福岡空港事務所、鹿児島空港事務所及び那覇空港事務所の管制保安部は、前二項に規定するもののほか、次に掲げる事務をつかさどる。

一～十　（略）

４　仙台空港事務所の管制保安部は、第一項及び第三項に規定するもののほか、東京空港事務所、福岡空港事務所、鹿児島空港事務所及び那覇空港事務所の管制保安部は、前三項に規定するもののほか、ターミナル・レーダー管制業務に関する事務をつかさどる。

５　新千歳空港事務所の管制保安部は、第一項及び第二項に規定するもののほか、仙台空港事務所の管制保安部は、第一項、第三項及び第四項に規定するもののほか、成田空港事務所の管制保安部は、第一項から第三項までに規定するもののほか、福岡空港事務所及び鹿児島空港事務所の管制保安部は、前各項に規定するもののほか、次条各号に掲げる事務をつかさどる。

６　東京空港事務所及び那覇空港事務所の管制保安部は、第一項から第四項までに規定するもののほか、鹿児島空港事務所の管制保安部は、前各項に規定するもののほか、次に掲げる事務をつかさどる。

一・二　（略）

（新設）

２　仙台空港事務所、成田空港事務所、東京空港事務所、大阪空港事務所、福岡空港事務所、鹿児島空港事務所及び那覇空港事務所の管制保安部は、前項に規定するもののほか、次に掲げる事務をつかさどる。

一～十　（略）

３　仙台空港事務所、東京空港事務所、福岡空港事務所、鹿児島空港事務所及び那覇空港事務所の管制保安部は、前二項に規定するもののほか、ターミナル・レーダー管制業務に関する事務をつかさどる。

４　仙台空港事務所、福岡空港事務所及び鹿児島空港事務所の管制保安部は、前各項に規定するもののほか、成田空港事務所の管制保安部は、第一項及び第二項に規定するもののほか、新千歳空港事務所の管制保安部は、第一項に規定するもののほか、次条各号に掲げる事務をつかさどる。

５　鹿児島空港事務所の管制保安部は、前各項に規定するもののほか、東京空港事務所及び那覇空港事務所の管制保安部は、第一項から第三項までに規定するもののほか、次に掲げる事務をつかさどる。

一・二　（略）